

平成26年3月25日

鉄道・運輸機構  
相模鉄道株式会社  
東京急行電鉄株式会社

## 都市鉄道等利便増進法に基づく

### 速達性向上計画の変更の認定について

本日3月25日、相鉄・JR直通線と相鉄・東急直通線の速達性向上計画の変更について、国土交通省より認定されましたのでお知らせします。

引き続き本事業へのご理解・ご協力下さいますようお願い申し上げます。

#### 問い合わせ先

鉄道・運輸機構（広報課）	電話 045-222-9101
（工務第二課）	電話 045-222-9064
相鉄お客様センター	電話 045-319-2111
東京急行電鉄	電話 03-3477-0109



# 都市鉄道利便増進事業

## 神奈川東部方面線

(相鉄・JR直通線、相鉄・東急直通線)

相鉄・JR直通線は、相鉄本線西谷駅から東海道貨物線横浜羽沢駅付近までの区間に連絡線を整備し、相鉄・東急直通線は、羽沢駅(仮称)から新横浜駅(仮称)を經由し、東急東横線日吉駅までの区間に連絡線を整備する路線であります。

両路線の整備により、横浜市西部及び神奈川県中部と東京都心部の地域間の速達性が向上し、広域鉄道ネットワークの形成や新幹線アクセスの向上が図られるとともに、既設路線の混雑緩和や乗換え回数の減少、沿線地域の活性化等に寄与することが期待されます。

